

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 21 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730002

研究課題名（和文） 近世前期上方都市の社会構造と民事裁判——日中文芸比較を手掛りとして

研究課題名（英文） The social structure and civil trials in the Kamigata district in the early Edo period: Comparative analysis of literature in early-modern China and Japan

研究代表者

桑原 朝子 (KUWAHARA ASAKO)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：10292814

研究成果の概要（和文）：本研究は、近世前期（17世紀～18世紀前期）に中国のテキストの翻訳・翻案を通じて出現した一連の裁判小説の中に、中国の種本にも前後の時代の日本の文芸にも見られない民事裁判への強い関心が現れることの原因を、これらを生み出した当時の上方都市の社会構造の中に探ることを試みた。その結果、町人の地縁的・自治的共同体である「町」が民事裁判と深く結び付いており、この両者を支える意識の形成に付合の文芸である連句が関わっているのではないかと、という見通しを得た。

研究成果の概要（英文）：This study focuses on a series of court stories which were mostly adapted from Chinese originals and became popular among townspeople in the Kamigata district in the early Edo period. Its aim is to clarify the reason why keen interest in civil trials---which had not been expressed in Chinese originals nor earlier Japanese literature---suddenly appeared, by analyzing the social structure of the Kamigata district. As a result of the analysis, it has been discovered that small local communities called 'Cho' in that district were profoundly related to civil trials. Also, the high awareness of the functions of 'Cho' and civil trials was developed by composing linked verse, which enjoyed a boom among common people at that time.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：民事裁判、近世前期、社会構造、町、裁判小説、町触、上方、連句

## 1. 研究開始当初の背景

日本法制史を専攻する研究代表者は、法を支える社会構造と文学の間に強い関心を抱き、単著『平安朝の漢詩と「法」 文人貴族の貴族制構想の成立と挫折』（東京大学出版会、2005）の形に結実した研究を皮切りに、

主として古代日本を対象に研究を続けていたが、その中で、当時の文化全般に多大な影響を与えた中国についていっそう知見を深める必要性を痛感するようになった。

そこで、2005年度に、説話文学の分析から社会構造を解明する研究を行っている中国学の大家 Glen Dudbridge 氏（英国 Oxford 大学

名誉教授)を訪ね、その下で日中の文学史料の比較分析を手掛りにして双方の社会構造を解明する研究に従事したが、この過程で、平安期のみならず近世日本の文芸にも中国の文芸の強い影響が見られることを発見した。中でも、中国には古くから存在する裁判小説というジャンルが、日本では近世前期(17世紀~18世紀前期)に中国のテキストの翻訳・翻案を通じて初めて出現し、その中に中国の種本にも前後の時代の日本の文芸にも見られない、多様な民事裁判に関する記述が頻出することは、民事裁判の基盤の解明という観点から、注目すべきことに思われた。日本法制史の分野では、近世の裁判に関する研究は多く存在するが、その大半が幕府の法整備が進んだ近世中期以降に関するもので、近世前期の裁判については研究が遅れており、また裁判制度の骨格を明らかにするのみならず、これを支える意識や社会構造の問題にまで視野を広げた研究はほとんど存在しないという状況もあった。よって、日中のテキストの比較分析を手掛りに、これらの裁判小説を生み出した近世前期の上方都市の社会構造と民事裁判の関係を探究する、という本研究課題を設定するに至ったのである。

## 2. 研究の目的

本研究は、法を支える基盤となる社会構造と文学の関係という普遍的な問題を探究する一環として、近世前期の日本において、裁判小説というジャンルが、中国のテキストの翻訳・翻案を通じて初めて出現し、その中に中国の種本にも前後の日本の文芸にも見られない、民事裁判に対する強い関心が現れることに着目した。そして、刑事裁判が圧倒的多数を占める中国のテキストの翻訳・翻案を契機として成立したにもかかわらず、近世前期の裁判小説の中に、なぜ民事裁判に対する強い関心が短期間のみ現れるのか、という問いの答えを、これらの舞台であり、その担い手をも輩出した、上方都市の社会構造の中に探ることを目指した。

この目的を達成するために、申請時には、研究期間内に以下の点を明らかにすることを企図した。

第一に、近世前期の裁判小説とこれに対応する中国のテキストを、特に民事裁判関係の記述の相違に着目しつつ比較分析し、裁判に対する意識や社会における裁判の位置づけに関する日中間の相違を解明する。

第二に、こうした裁判小説の背景となった上方都市(特に京都・大坂)の社会構造、とりわけ民事裁判と深い関わりを持つ、都市をめぐる経済・流通の構造や、文芸の担い手である町人の意識と社会的役割を、両都市間の相違や関係にも注意しつつ解明する。

第三に、中国側については、テキストの舞台も担い手の出身地も都市に限られないため、都市全般について考察することはせず、当該テキストの背後に窺える明代の都市と農村の関係や、テキストの担い手たる読書人の意識や社会的役割について解明し、これを日本のケースと比較する。

最後に、近世前期の裁判小説に表れた民事裁判をめぐる意識の特徴と、多様な史料分析と日中比較から明らかになった上方都市の社会構造の関係について考察する。

## 3. 研究の方法

### (1) テキストの比較分析

本研究を遂行する上で中心となる手法は、日中の一次史料の比較分析である。

具体的には、第一に、民事裁判に関する記述の相違に特に留意しつつ、近世前期の日本の裁判小説と、その種本となった中国のテキスト(公案小説といわれる裁判小説や裁判・捜査の手引書等)とを比較分析し、そこから窺われる社会構造の相違を明らかにすることを試みた。これらのテキストについては、日中いずれの側にも、本文が僅かに異なる類話や同一のタイトルの異本が多く存在するが、まさにその間の文言の異同が、テキストを生み出した社会構造のあり方やその変化を解明する鍵になる。例えば、裁判小説における裁判官の言葉遣いや盗品の流通経路の相違は、当時の人々の裁判官に対する見方や経済・流通構造の相違、それと関わる裁判のあり方の相違や変化等を表していると考えられるからである。よって、タイトルが重複するものも含む一連のテキスト群を網羅的に収集、検討した。未公刊の史料も少なくなかったため、実際に写本や版本の所在地(国立公文書館内閣文庫・東京大学法学部法制史資料室等)を訪ねての調査も行った。

第二に、上方都市の社会構造についていっそう深く多面的に解明するために、これに関する法制・経済関係史料を分析した。近年の都市史研究の発展を受けて、これらについては関連の二次文献も多く見られたため、その収集と検討にも努めた。第一の文芸史料の分析の結果、民事裁判と地縁的共同体との結びつきが強いという見通しを得ていたため、法制・経済関係史料の分析に際しては、この地縁的共同体の役割に特に注目した。

中国側については、テキストの舞台となる場所や時代が広範囲に及ぶため、各事例に即して関連史料を探し、分析するという形をとったが、ある程度まとまった形で残っている宋代の判決集の分析が、中国の公案小説や裁判・捜査の手引書の特徴を明らかにするための比較の対象として、とりわけ有効であった。

## (2) 視角・仮説の精緻化

テキストの分析と並行して、分析を進める際に用いる視角・仮説の精緻化にも努めた。このためには、テキスト分析の結果をフィードバックして修正をはかることが不可欠であるが、同時に、より理論的な次元での検証も必要である。

例えば、理論的な水準の高い西洋の歴史学・文学・古典学等の研究から学ぶことや、分野に拘らず先端的な関心を持った国内外の研究者との意見交換を行うことは、視角や仮説を、普遍的で洗練されたものにすると考えられる。よって、こうした二次文献を収集・参照すると共に、国内および海外の法学・歴史学・政治学等の研究者と、研究会や読書会、あるいはメール等を通じた学問的交流を続け、隣接分野の研究状況や手法に学び、自己の視角や仮説、手法を練り上げることを試みた。

## (3) 総括的議論の構築

上記のように、理論的な検証を経た視角や作業仮説をもってテキスト分析を進める一方、テキスト分析の結果をもとに視角や仮説を修正してゆく、という往復運動を繰り返しながら、3年目には、多様なテキストの分析結果を総括する議論の構築に取り組んだ。そして、その一部を研究会で報告し、そこでの批判や意見を受けて修正・補足を行うとともに、細かい点に関する文献の追加収集・分析による議論の補強にも努めた。最終成果は、後述の共著論文(5. [図書] ①)の形にまとめ上げており、近日中に公刊されることが既に決定している。

## 4. 研究成果

### (1) 主な成果

#### ① 「民事裁判」と地縁的コミュニティ

本研究の成果の第一は、近世前期の日本、とりわけ上方の都市を対象として、民事裁判と地縁的コミュニティとの連関を実証的に解明するとともに、日中のテキストの比較分析を通して、両国の地域社会の構成のあり方の相違や、裁判に対する見方の相違を具体的に明らかにしたことである。

前近代の中国や日本の裁判については、刑事と民事を現在のような形で区別することはできないが、相続・婚姻・不動産・消費貸借などをめぐる裁判の事案を仮に「民事裁判」と呼ぶとすると、前近代の中国において現実にそれが決して珍しくなかったことは、宋代の判決集『名公書判清明集』に多数の「民事裁判」の事例が見られることから明らかである。しかし、特に裁判を担当する官僚の視点からは、「民事裁判」は刑事裁判に比べて重要性が低いと見られており、官僚やこれ

を志望する者達から成る読書人層の主たる関心の対象とはならなかったと考えられる。そのため、読書人層を対象とする中国の裁判・捜査の手引書や公案小説とよばれる名裁判小説において扱われるのは圧倒的に刑事裁判であり、「民事裁判」はほとんど含まれていなかった。

しかし、近世前期に京都・大坂などの上方都市で成立した裁判小説は、こうした中国の裁判・捜査の手引書である『棠陰比事』や公案小説の翻訳・翻案を通じて生まれたにもかかわらず、「民事裁判」例を全体の半数近くも含んでいるのである。但し、この点を直ちに「日本的」特徴と位置づけることはできない。なぜなら、近世後期(18世紀後期以降)になると、裁判小説は刊行され続けるものの、作品中の「民事裁判」例は激減し、中国の種本と同様、刑事裁判が圧倒的多数を占めるようになるからである。

すなわち、「民事裁判」例の多さは近世前期の裁判小説に特徴的な現象といえるが、近世前期の裁判小説には、これ以外にも、中国の種本や近世後期の裁判小説との顕著な相違が見られる。それが、当事者を取り巻くコミュニティ、中でも町人の地縁的・自治的共同体である「町」に関する言及が目立つということである。

むろん、中国の種本や近世後期の裁判小説においても、親族や近隣の者といった、当事者の周囲のコミュニティへの言及が見られないわけではない。しかし、例えば『棠陰比事』においては特に地縁的コミュニティが現れることは稀である。ただその稀な例が僅かな「民事裁判」例と重なっていることは、「民事裁判」と一定の条件を持った地縁的コミュニティの繋がりを示唆するものとして注目に値する。一方、近世後期の裁判小説は、江戸を舞台とするものが多く、その町人社会も「町」によって構成されていたにもかかわらず、「町」への言及はほとんど見られない。

これに対し、近世前期の裁判小説には、「町の者」、「町内」、町運営の主体で家屋敷所有者からなる「町中」、町の代表者を示す「町年寄」などの語が頻出し、しかもいずれのテキストにおいても刑事裁判よりも「民事裁判」の事例の中に高い比率で現れる。よって、近世前期の裁判小説に特有の「民事裁判」への強い関心は、当時の町人達の、「町」をめぐる意識構造と深い関わりがあるということがいえるのである。

#### ② 「町」をめぐる意識構造

本研究の成果の第二は、この近世前期の「町」をめぐる意識構造について、主に近世前期のテキスト同士の丹念な比較分析を通じて、精緻かつ多面的に解明し、権力と町人

の間の複雑な関係や町人間の関係を浮き彫りにしたことである。

「町」と「民事裁判」についての記述を多く含み、この問題に最大の手掛りを与えるテキストは、元禄2年(1689)に刊行された裁判小説の嚆矢である井原西鶴の『本朝桜陰比事』であると思われる。この中に見える「町」に関する記述を、本書に影響を与えた、京都所司代板倉勝重・重宗父子の裁判記録とされる『板倉政要』や、逆に18世紀初頭に本書に倣って作られた裁判小説『本朝藤陰比事』・『鎌倉比事』等における「町」関連の記述と比較することにより、「町」にも様々な側面があり、そのどの面が強く現れるかが時期によって変化してゆくことも明らかになった。

「町」は元来権力に対抗する町人間の自発的・自治的共同体という面を持っていたが、これを幕府が支配に利用することによって、支配機構の一部という面も兼ね備えるようになり、この両面間の関係やバランスの変化が、「町」と裁判官の関係や裁判のあり方、構成員の経済活動に対する「町」の信用供与機能等に影響を及ぼしているといえる。そして、裁判の場において、この「町」の前者の面を生かすあり方、すなわちその構成員同士が自発的に相互扶助的に働くようなあり方を最大限尊重しようとしたのが井原西鶴の『本朝桜陰比事』であり、西鶴はそうした「町」の機能を手助けする裁判官を名裁判官と評価した。ここに描かれたような町人間の関係や町人と裁判官の関係は、現実には容易に成立し難いが、西鶴の中では、それには現実のモデルがあったと思われる。それが、当時、庶民の文芸として流行した連句(俳諧の連歌)を通じて築かれる関係である。

### ③民事裁判と「町」の基盤——連句の意義

本研究の第三の成果は、近世前期に上方から全国へと広まっていた、この連句が、当時の上方町人社会に見られる「民事裁判」への強い関心と、これと結び付いた「町」の機能を支える意識の形成に関わっていたことを明らかにしたことである。この点は、本研究の成果の中でも、最も独創的なものである。

西鶴が、延宝期(1673~81)から天和期(1681~84)にかけて一世を風靡した談林派の俳人であったことはよく知られているが、「民事裁判」と「町」に強い関心を示す他の裁判小説の作者も、いずれも俳人である。『本朝桜陰比事』に、縁語の使用などの表面的なレベルにおいて俳諧の影響が見られることや、談林派の俳人の連句においては、「公事」や「訴訟」といった裁判関連の用語と「町中」をはじめとする「町」関連の用語がしばしば縁語として結びつけて使われていることも軽視し得ない。但し、それ以上に注目に

値すると考えられるのが、付合の文芸としての連句の性質、及びそれにより形成される座の構造である。

連衆と呼ばれる複数の人々が互いに句を付け合って一つの文芸を作り上げる連句は、皆が基本的に平等の立場に立った上で、他人の句を生かすことによって初めて自らの句も生かすことができるという形の協調関係を生み出す要素を持っているといえる。もっとも、相手の個性を尊重しつつも自ら新たな境地を開き、全体としての調和も保つ、という関係を構築するのは容易ではなく、これが可能になるか否かは、座の取り仕切りを任された宗匠の能力に負うところも大きい。宗匠は、付けあぐねている連衆に適切な示唆を与えたり、提案された付句の採否を決めたり、といった「捌き」により連衆を導くことが期待されているが、超越的な観点から一定の方向に強引に導くのではなく、連衆の個性と主体性を尊重しつつも全体のバランスをとるように捌くのが理想的とされる。この理想的な宗匠のイメージは、西鶴の『本朝桜陰比事』で描き出した名裁判官の姿に類似する。西鶴の描き出す名裁判官は、町人ではないが「町」のような町人のコミュニティーを尊重し、様々な示唆を与えてなるべく町人自身に考えさせ、名裁きによって彼らを助ける点で、優れた宗匠のような役割を果たしているからである。

連句と「町」と「民事裁判」が構造的な結び付きを持っていることは、18世紀半ば以降、裁判小説において「民事裁判」への関心が急速に衰えるのに先立って、前二者が大きな変容を見せるという事実によって、裏からも示される。付句一句の独立性を重んじる新しい蕉風の傾向が付合を困難にしたこともあり、元禄(1688~1704)中期から享保期(1716~36)にかけて連句は急速に解体へと向かうが、これとほぼ同時期に、「町」が最も早く発達した京都では、同業者仲間の結成や町を超えて活躍する大商人の出現などが見られ、町人の経済活動等における「町」の役割が低下してゆくのである。

### (2) 成果の位置づけとインパクト

#### ①テーマの普遍性と重要性

本研究の成果の意義は、第一に、歴史的な事例を多様な史料を用いて多角的に分析することによって、近世前期の日本や明代を中心とする中国の裁判、地域社会、文芸等についての具体的な認識を深化させ、さらにそれを通じて、民事裁判の基盤という、法学の根幹に関わる普遍的問題の解明の手掛りをももたらしたことにある。民事紛争を裁判の形で解決する社会は歴史的には必ずしも多くなく、民事裁判の基盤は複雑で、その解明は決して容易でないと考えられる。本研究は、

主に民事裁判を支える人々の意識という観点から、この難題に迫り、精密なテキスト分析に裏付けられた実証的成果を上げており、国内外の法学研究全般に大きな刺戟を与えるものといえる。

## ②本格的な日中比較の意義

法制史の分野でも実定法学の分野でも、成文法のレベルにおける比較法研究は少なからず見られるが、本研究はそれらとは一線を画し、法文化の受容にまで視野を広げた上で、さらにその背後の社会構造のレベルの考察に踏み込んだ日中比較を行った。そのため、従来の研究に時に見受けられる皮相な沿革史や制度の異同の指摘を越えて、日中双方の裁判の機能の仕方や裁判に対する人々の意識の相違はもちろん、その相違の背景まで詳細に解明することが可能になった。近世日本の家族・親族制度がいわゆる伝統中国のそれと大きく異なることはよく知られているが、本研究は、地縁的コミュニティとそれについての意識も日中で非常に異なっており、その相違が「民事裁判」に対する関心の相違と関わっていることを突き止めた。また、地縁的コミュニティや裁判をめぐる意識と文芸のあり方に深い関わりがあることも明らかにした。このように、従来の研究にはない立体感をもって日中の相違を浮き彫りにした本研究の成果は、狭義の日本法制史にとどまらず、日中の法学・歴史学・文学のいずれに関する研究をも活性化する意義を持つといえる。

## ③手法・成果の独創性

本研究は、法制史や政治史の分野ではこれまでほとんど利用されて来なかった文学史料を取り上げ、そのヴァージョンの相違に着目しつつ関連するテキスト群を網羅的かつ精緻に分析するという手法をとった。これはすぐれて独創的な手法であり、平安期の漢詩や物語の分析を通して法と文学の関係を追究してきた研究代表者の個性を最大限に活かした特色ともいえる。

法や政治の問題を考察する上で、その基盤となる思想の解明は不可欠であるが、日本の前近代については、直接的に政治思想を説く史料が少なく、近世の限られた思想家の著作に関する研究等を除くと、思想史研究は立ち遅れている。しかし、いわゆる文学史料は相対的に豊富に残っており、本研究ではこれについて表面的なレベルに止まらない分析を試みたことにより、法制史料には現れない、被治者を含む人々の法や裁判に対する意識とその通時的な変化を明らかにすることができた。一般に文学史料はバイアスが大きいと見られているが、一連の裁判小説の通時的比較や中国の種本との比較を行い、さらに法

制史料をはじめとする異質な史料の分析と組み合わせ、そのバイアスを精密に測定し、それをむしろ重要な手掛りとしたために、斬新かつ堅固な実証的成果を上げることが可能になったのである。

米国をはじめ西洋においては、いわゆる「法と文学」研究は盛んであるが、文学史料をここまで本格的に分析することはほとんど行われておらず、こうした手法は歴史学の分野でも稀にしか見られない。よって、本研究は、具体的な歴史認識の面でも方法論の面でも、新たな一歩を進めるものであり、国内のみならず国外の研究に対しても、広くインパクトを与えるものと考えられる。

## (3) 今後の展望

本研究の中で、「民事裁判」が町人の地縁的共同体である「町」と強い結び付きを持っていること、及び近世前期の「町」には、支配権力に対抗する町人間の横の連帯という面と、支配機構の一部という面の双方が見られることが明らかになった。このような「町」の持つ二面性は、町人社会と支配権力との複雑な関係とその変化を表しているが、そうした両者の関係は、裁判小説ばかりでなく、これにやや遅れて上方で人気を博した近松門左衛門の浄瑠璃の中に、いっそう鮮明に表れていることも分かった。既に着手している近松の作品の分析からは、町人間の連帯を支えていた「町」や同業者仲間が、次第に深く支配機構に組み込まれてゆくとともに、その内部での統制を強め、そこから逸脱しようとする構成員個人を追い詰めてゆく様相とそれに対する強い抵抗が読み取れる。しかも、それが朝幕関係や国際関係にも繋がる、大きな文脈の中で捉えられているために、社会構造全体のダイナミックな変化を窺うことができるのである。

このような見通しのもとに、今後は、引き続き近世前期を対象とし、主に近松の作品及びその関連史料の分析を試みる。そして、これを手掛りに、徳川幕府の支配体制が確立してゆく中で、その動きとの間に鋭い緊張を孕みつつ自由を求めて外に目を向け閉塞感の打破を図ろうとした、町人達の意識構造を、当時の国際関係とも関連付けつつ解明することに取り組む予定である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計1件)

- ① 桑原朝子「近世前期上方都市における相続と親族——日中裁判関係史料の比較

を通じて」、基盤研究 (S)「<法のクレ  
オール>と主体的法形成の研究」シンポ  
ジウム、2009年11月28日、北海道大学・  
札幌市

〔図書〕(計1件)

- ① 桑原朝子「近世前期の裁判物にみる上方  
都市の社会構造——「民事裁判」をめぐ  
って」、長谷川晃【編】『法のクレオール  
序説——異法融合の秩序学——』、北海  
道大学出版会、2012年6月刊行予定、  
pp.215-239

〔産業財産権〕

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

〔その他〕

ホームページ等 なし

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

桑原 朝子 (KUWAHARA ASAKO)  
北海道大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号：10292814

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし